

法 制 執 務 講 座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

職務遂行に当たって必要な法制執務の基礎知識を習得する。

- 自治体職員に必須の「法の解釈」、「法の運用」を基礎から学びます。
- 講義を通して法の取り扱いを学び、演習での実践により知識を定着させます。
- 要綱や要領の作成手法など、実務能力の向上を図ります。

期日	第1班	令和3年4月23日(金)、4月27日(火)～4月28日(水)			講師	学識経験者
	第2班	令和3年5月25日(火)～5月26日(水)、5月31日(月)				
時間	1日目	10時～16時30分 ※集合：9時45分			計画人員	70人
	2、3日目	9時30分～16時30分				
会場	茨城県自治研修所 第1班：2階 203研修室 第2班：7階 701研修室				講師	学識経験者
対象	一般職員 法制執務の担当になった、法制執務の基礎知識を習得したい、条例の制定・改廃を予定している といった方					

研修の概要

基礎自治体である市町村には、地域特性や住民ニーズに対応した施策の実施が求められており、その実現のためには、法令の解釈や運用する能力が必要不可欠です。

当講座では、法制執務の基礎的講座として、条例を制定、改廃するための用語の使用方法や条例の構成などの基礎知識を学びます。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
1日目		開講 オリエン テーション		法制執務総論(講義) 地方分権、法令の種類	休憩	
2日目				法制執務総論(講義) 法秩序維持の原理、法令の形式及び構成	休憩	
3日目				一部改正(講義、演習) 法令の動き、一部改正の種類、一部改正の原理、一部改正の方法	休憩	閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 基本的な知識を丁寧に説明してもらえたので、理解しやすかった。
- ・ 書籍を読んだだけでは理解できない部分を丁寧に説明してもらえたので分かりやすかったです。
- ・ 条例の取り扱い方法や解釈の仕方など、法令に関する基本的なことを学ぶことができてよかった。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>